

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	70,682	10,195	—	5,328	76,011	10,195
社	債	381,260	54,269	4	4,320,146	4,701,410	54,269
預貯金	銀 行 預 金	5,836,503	883,216	52,795	753,846	6,643,144	883,216
	銀行以外の金融機関の預金	1,564,145	238,106	36,014	630,463	2,230,622	238,106
	その他勤務先預金等の利子	555,458	85,030	20,155	123	575,737	85,030
合同運用信託の収益の分配		171,672	26,255	361	6,374	178,407	26,255
公社債投資信託の収益の分配等		819,778	125,549	—	3,068	822,846	125,549
小 計		9,399,499	1,422,619	109,329	5,719,348	15,228,178	1,422,619
定期積金の給付補てん金等		300,132	45,965	—	272,470	572,602	45,965
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		15,435	3,152	8,111	—	23,546	3,152
割引債の償還差益		—	—	—	—	—	—
計		9,715,066	1,471,736	117,439	5,991,818	15,824,326	1,471,736

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の投資口の配当等	12,959,452	2,646,320	1,978,065	3,820,949	273,083	18,758,466	2,919,403
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配等	—	—	10,155	202,212	14,452	212,367	14,452
源泉徴収選択口座内配当等	—	—	—	6,980,370	498,621	6,980,370	498,621
計	12,959,452	2,646,320	1,988,220	11,003,532	786,156	25,951,204	3,432,476

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	11,831,056	845,545

調査対象等： 平成25年2月から平成26年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 341,314,394	千円 11,498,505	千円 1,167,283,431	千円 35,027,326	千円 1,508,597,825	千円 46,525,831
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	1,215,111	30,865	6,783,011	120,047	7,998,121	150,911
	計	342,529,505	11,529,369	1,174,066,442	35,147,373	1,516,595,947	46,676,742
退 職 所 得		28,853,680	357,763	30,889,488	895,303	59,743,167	1,253,066
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	—	—	—

調査対象等：給与等の支払者から平成26年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 2,782,220	千円 322,671
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	13,980,824	1,428,780
	診療報酬	21,495	1,852
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	5,586,837	297,292
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	1,210,122	128,542
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	1,277,527	75,693
	契約金・賞金	138,771	14,120
	小 計	24,997,796	2,268,950
法第203条の2該当（公的年金等）		781,793	14,462
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		863,874	4,878
法第174条該当（馬主が受ける競馬の賞金等）		—	—
計		26,643,463	2,288,289
災害減税法により徴収猶予したもの		—	—

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成26年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	28,253	433
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	901,247	59,754
匿名組合契約に基づく利益の分配	1,583	323
給 与 ・ 賞 与 等	376,383	72,744
退 職 所 得	300	60
役 務 の 報 酬	6	1
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	42,919	4,402
著作権の使用料又はその譲渡による対価	67,193	9,755
貸 付 金 の 利 子	112,555	19,155
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	683,511	133,887
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	503,201	44,455
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	205,388	41,111
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	-	-
合 計	2,922,539	386,079

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。